

春日井市青少年健全育成推進会議顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成又は非行防止について、その推進に顕著な貢献をした者及び健全育成又は非行防止に関するポスター等において優秀な作品に選ばれた者等の功績をたたえ、これらの者を顕彰するとともに、広く市民に紹介することを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、次に掲げる者又は団体に対し、これを行う。

- (1) 次に掲げる活動において、顕著な功績が認められる者
 - ア 青少年の健全育成又は非行防止活動
 - イ 青少年の地域活動の推進
 - ウ 青少年団体の育成
 - エ その他青少年に関する活動で青少年健全育成推進会議会長（以下「会長」という。）が認めるもの
- (2) 健全育成又は非行防止に関するポスター等において優秀な作品に選ばれた者
- (3) 運動又は文化活動で優秀な成績を収めた児童若しくは生徒又はその団体
- (4) 社会奉仕活動において、模範となる行為をした児童若しくは生徒又はその団体
- (5) その他会長が適当と認めた者又は団体

(被顕彰者の推薦)

第3条 前条第1号の規定による顕彰の候補者は、青少年健全育成推進会議を組織する団体等が推薦するものとし、その推薦件数は、1つの団体等につき1件とする。

2 前条第3号及び第4号の規定による顕彰の候補者は、春日井市内の各小学校長、中学校長及び高等学校長が推薦するものとする。

(被顕彰者の選考)

第4条 第2条第1号の規定による顕彰は、別に定める選考基準に基づき、会長が決定する。

2 第2条第2号から第4号までに係る顕彰は、青少年健全育成推進会議を組織する者及び学識経験者のうちから、会長が指名した者による審査の結果に基づき会長が決定する。

3 前項の審査の審査員の数は、1つの顕彰部門につき、5名以内とする。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、賞状を授与し、記念品を贈呈して行う。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

(第4条関係)

第4条第1号の顕彰選考基準

- 1 顕彰の区分は、表彰状及び感謝状とする。
- 2 表彰状は、次の者又は団体に授与する。
 - (1) 団体の長又はこれに準ずる者（通算可）で、8年以上にわたり活発な活動を行い、顕著な功績が認められる者
 - (2) 12年以上にわたり活発な活動を行い、顕著な功績が認められる者又は団体
 - (3) その他会長が認めた者又は団体
- 3 感謝状は、次の者又は団体に授与する。
 - (1) 団体の長又はこれに準ずる者（通算可）で、3年以上8年未満にわたり活発な活動を行い、顕著な功績が認められる者
 - (2) 7年以上12年未満にわたり活発な活動を行い、顕著な功績が認められる者又は団体
 - (3) その他会長が認めた者又は団体
- 4 青少年健全育成推進会議を組織する団体に推薦された者で、その活動実績、功績等に疑義があるものについては、青少年健全育成推進会議から会長が指名する5名以内の委員の協議により、その顕彰の可否を審査する。

[概念図]

